

加入金徴収の取扱いについて（注：加入金の額は、平成 26 年 4 月現在です。）

### 1. 受水槽式給水における加入金の取り扱い

加入金は、各戸ごとの流末給水管口径の加入金の合計額を徴収する。

なお、共用栓（散水栓等）の取扱いは、以下のとおりとする。

共用栓 2～10 栓まで      20 mmの加入金

共用栓 11～20 栓まで      25 mmの加入金

共用栓 21 栓以上      別途協議

共用栓 1 栓の場合、加入金は徴収しない。

直圧部分に設置する受水槽の維持管理に必要な 1 栓については、加入金の対象としない。

#### 〔事例 1〕

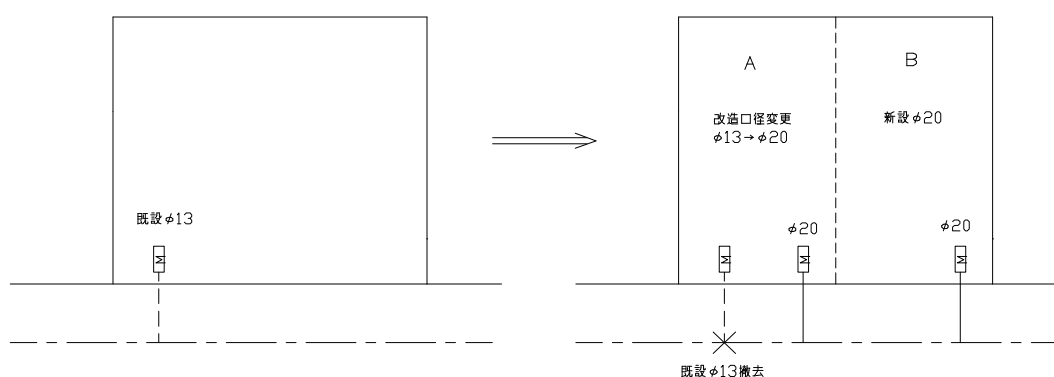
マンション 40 戸、管理人室 1 戸、共用栓（散水栓等）5 栓、各戸流末給水管口径 20mm の場合

20mm 加入金 42 戸分の加入金を徴収する。

187,920 円 × 42 戸 = 7,892,640 円となる。

2. 1 区画を 2 区画以上に分割する場合、既設加入金の権利は給水管が埋設されている区画に存在するものとし、その区画の加入金は、既設口径と新設口径の差額を徴収する。他の区画は、新設となり新設口径の加入金を徴収する。

#### 〔事例 2〕

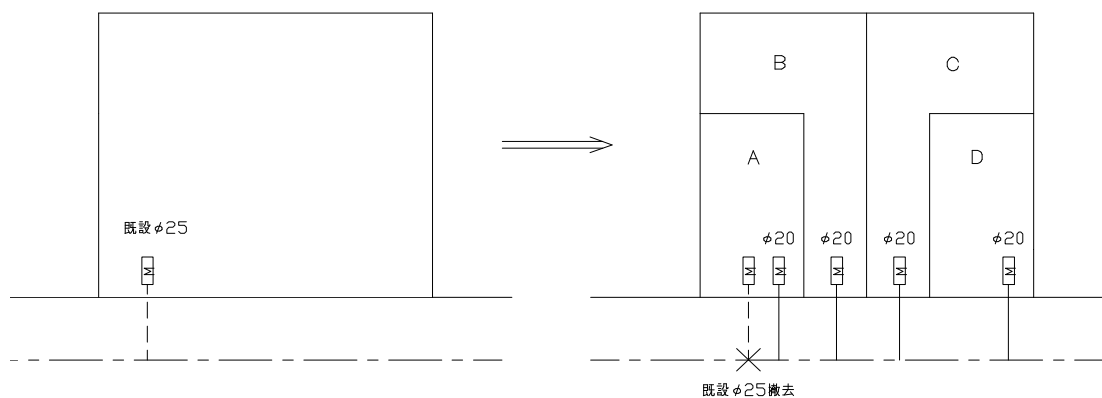


A : ( 新設 20mm 加入金 - 既設 13mm 加入金 ) ÷ 2  
= ( 187,920 円 - 125,280 円 ) ÷ 2 = 31,320 円  
注) 13mm から 20mm に口径変更の場合は、差額の 1/2 の額

B : 新設 20mm 加入金      187,920 円  
加入金は、A が 31,320 円、B が 187,920 円となる。

3. 開発行為等により、既設給水管を撤去し区画を分割する場合、加入金は、既設加入金の範囲内で分割することができる。

〔事例3〕既設メータ口径 25mm の場合



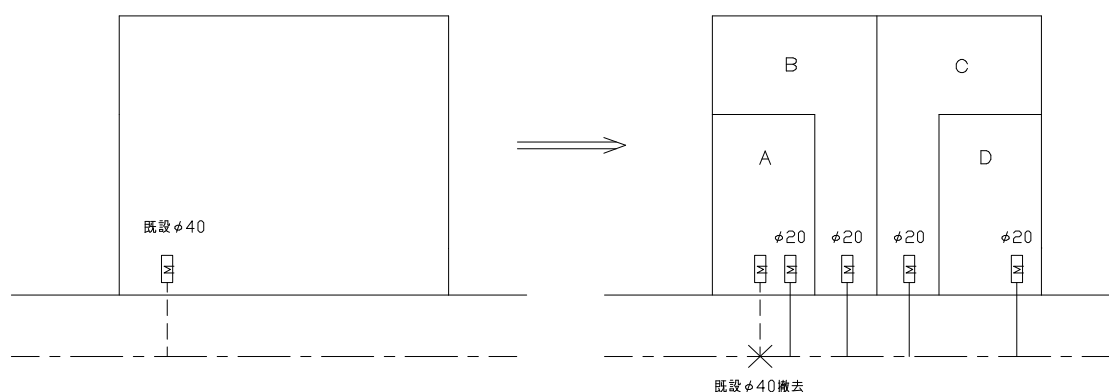
25mm 加入金 (408,240 円) を 20mm 加入金 (187,920 円) に分割すると 2 件となる。

$$408,240 \text{ 円} - (187,920 \text{ 円} \times 2) = 32,400 \text{ 円}$$

注) 差額の 32,400 円は還付しない。

4 区画のうち 2 区画 (A・B) は、既設権利を利用し、加入金は徴収しない。  
残りの 2 区画 (C・D) は、20mm 加入金を徴収する。

〔事例4〕既設メータ口径 40mm の場合



40mm 加入金 (1,263,600 円) を 20mm 加入金 (187,920 円) に分割すると 6 件となる。

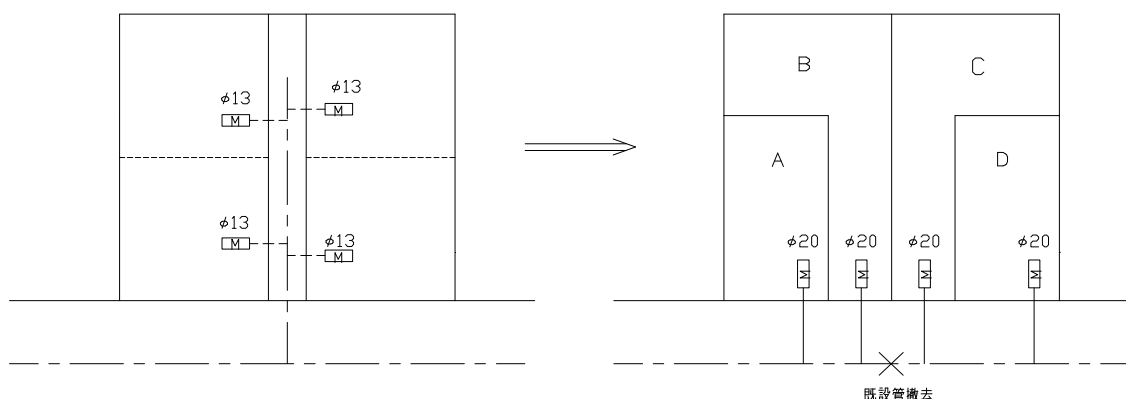
$$1,263,600 \text{ 円} - (187,920 \text{ 円} \times 6) = 136,080 \text{ 円}$$

分割する区画が 4 区画であるので、加入金は徴収しない。

$$1,263,600 \text{ 円} - (187,920 \text{ 円} \times 4) = 511,920 \text{ 円}$$

注) 差額の 511,920 円は還付しない。

〔事例5〕

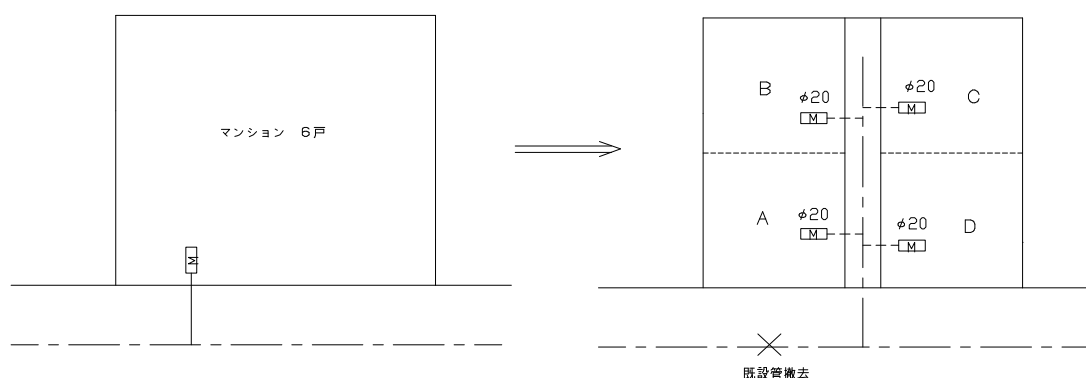


戸数の変更がないことから、4戸とも加入金は、既設 13mm の権利を利用することができ、既設 13mm と新設 20mm の差額を徴収する。

$$\begin{aligned} & (\text{新設 } 20\text{mm 加入金} - \text{既設 } 13\text{mm 加入金}) \div 2 \\ & = (187,920 \text{ 円} - 125,280 \text{ 円}) \div 2 = 31,320 \text{ 円} \end{aligned}$$

注) 13mm から 20mm に口径変更の場合は、差額の 1/2 の額

〔事例6〕



既存マンション戸数 6 戸、流末各戸給水管口径 13mm の場合。

13mm 加入金 (125,280 円) 2 件は、20mm 加入金 (187,920 円) 1 件となる。

新設 4 区画のうち 2 区画 (A・B) は、1 区画につき 13mm の権利 2 件を利用し、加入金を徴収しない。

残り 2 区画 (C・D) については、13mm の権利 1 件を利用し、既設 13mm と新設 20mm の差額を徴収する。

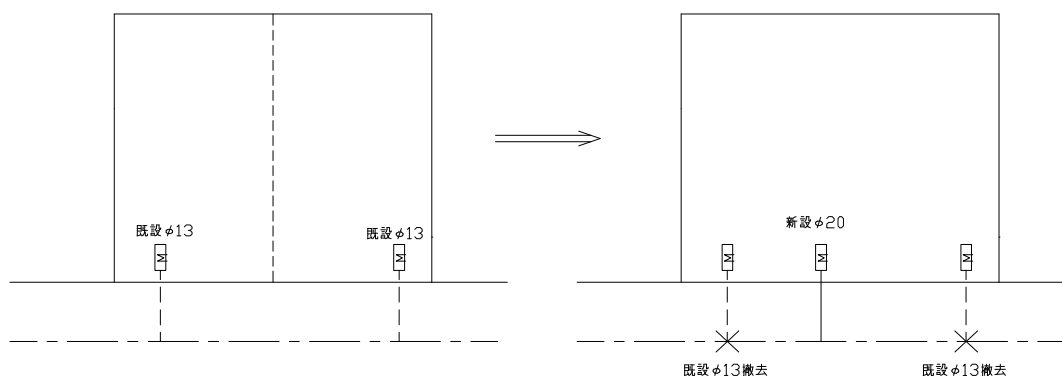
$$\begin{aligned} & (\text{新設 } 20\text{mm 加入金} - \text{既設 } 13\text{mm 加入金}) \div 2 \\ & = (187,920 \text{ 円} - 125,280 \text{ 円}) \div 2 = 31,320 \text{ 円} \end{aligned}$$

注) 13mm から 20mm に口径変更の場合は、差額の 1/2 の額

4. 二区画以上を一区画に改造する場合、加入金は、既設口径の合計額と新設口径の差額を徴収する。（既設加入金の権利は、給水管を撤去することにより利用することができる。）

既設加入金の合計額が、新設口径の加入金を上回っても還付はしない。

〔事例7〕

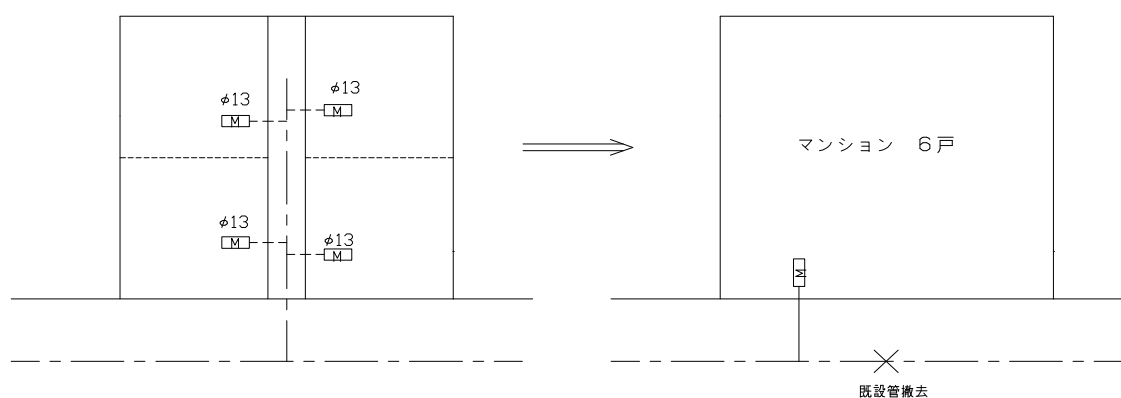


13mm 加入金（125,280 円）2 件は、 20mm 加入金（187,920 円）1 件となる。  
よって、加入金は徴収しない。

$$(125,280 \text{ 円} \times 2) - 187,920 \text{ 円} = 62,640 \text{ 円}$$

注) 差額の 62,640 円は還付しない。

〔事例8〕



マンション戸数 6 戸、流末各戸給水管口径 20mm、共用栓 1 栓の場合。  
既設加入金の合計額と新設加入金の差額を徴収する。

$$(187,920 \text{ 円} \times 6) - (125,280 \text{ 円} \times 4) = 626,400 \text{ 円}$$